

(カ) 地域ブランドの確立と特産品の販売促進

○現況と課題○

秩父圏域は、周囲を山に囲まれ盆地に広がる地域であり、寒暖の差が大きいことから、その特性を活かした農林水産業が営まれ、また、伝統産業として絹織物や窯業、酒造が営まれてきました。近年では、ちちぶ太白サツマイモや秩父カエデ糖を活用したお菓子や、柿のエキスを活用した商品、地産地消の酒類、味噌ポテトに代表されるB級グルメ等、多種多様な地域資源が存在します。

これまで、秩父圏域の農林産物や特産品は、対外的に打ち出せる素材はありながら、地域を売り出す戦略が明確ではなく、ブランド化されておらず、圏域外の人々に知られてないことが指摘されています。今後、素材を活用して付加価値向上に努めるとともに、秩父地域をブランド化して、海外販路まで見据えた更なる販路拡大に取り組むことが重要です。

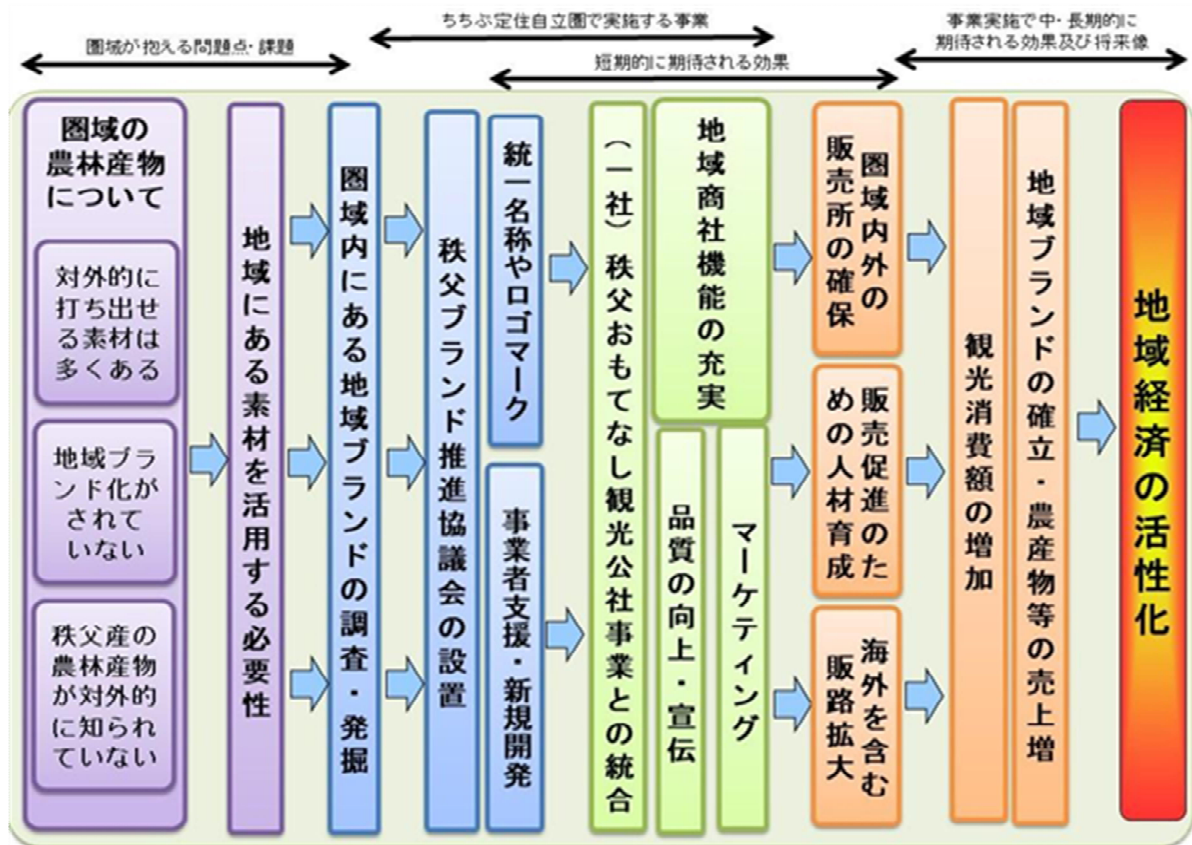
○今後の展望○

圏域にある地域ブランドを再発見するためには、圏域内の農林産物の生産・販売の促進や特産品の育成を図るとともに、それらの地域資源を活用した地域内経済の循環を一層進める必要があります。また、現在も個々で売り出している特産品を地域ブランドとして、取りまとめ、確立していくことも重要です。

具体的には、圏域内の地域ブランドの実態聴取調査、秩父地域おもてなし観光公社内に設置した秩父ブランド推進委員会による検討、平成23年度に作成した圏域の統一名称・ロゴマーク「LOVE CHICHIBU」の活用、地域外PR事業及び販売推進会議の検討を行っていきます。その上で、秩父ブランド推進委員会を発展させた、「地域商社」としてマーケティングや営業活動を含めた販売を促進していくことで、秩父ブランドの確立と同時に観光消費額の向上も図っていきます。

これらを実施することで、統一的な地域ブランドの確立、新たな観光客・購買客の増加や地域農林産物の売上の増加が見込まれ、最終的には地域の活性化が期待されます。

○戦略図○



○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

(カ) 地域ブランドの確立と特産品の販売促進

地域農林水産物及び特産品に関する情報を相互に提供して集約するとともに、開発・発掘に努め、生産者、販売者及び関係団体等と連携して地域ブランドを確立するとともに、地域一丸となった販売戦略を構築する。

○取組の成果指標○

※指標については、エ産業振興分野ー（ア）滞在型観光の推進及び（イ）外国人観光客の増加観光連携の指標 3「観光消費額」とする。

① 地域ブランドを確立するための取組

事業名	地域商社事業の充実					52	関係市町名
事業概要	<p>(一社) 秩父地域おもてなし観光公社の地域商社機能により、事業者支援や新商品開発し、「LOVE CHICHIBU」ブランドとして統一した体系的な整理を実施する。また、地域特性を活かした「ちちぶ乾杯共和国」など新たなブランドづくりにも着手する。</p>					<p>秩父市 (産業支援課、農業政策課、観光課) 横瀬町 (振興課) 皆野町 (産業観光課) 長瀬町 (産業観光課) 小鹿野町 (産業振興課)</p>	
成果	<p>(一社) 秩父地域おもてなし観光公社のブランドである「LOVE CHICHIBU」「ちちぶ乾杯共和国」「秩父温泉郷」などで認知を高め、地域ブランドを確立することが期待できる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父市は専門家の助言を受けながら企画立案を行う。各町はこれに協力する。</p>						
事業費 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	計	
	0	0	0	0	0	0	
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>該当なし</p>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>該当なし</p>						

② 販売促進するための取組

事業名	品質の向上・宣伝					53	関係市町名
事業概要	<p>聴取調査や専門家の分析をもとに、地域ブランドの名称を確立するために、販売戦略の一環として、秩父ブランド推進協議会により設定した統一名称・ロゴマーク「LOVE CHICHIBU」の活用を行う。</p>						<p>秩父市（産業支援課、農業政策課、観光課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀬町（産業観光課） 小鹿野町（産業振興課）</p>
成果	<p>地域商社事業で品質向上に向けた審査会や宣伝を一元的に担うことにより、地域ブランドの確立や統一した販売促進を展開できる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父地域おもてなし観光公社が地域商社事業を実施する。1市4町はこれに協力する。</p>						
事業費 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	計	
	0	0	0	0	0	0	0
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>該当なし</p>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>該当なし</p>						

○今後想定される事業○

① 海外販路拡大事業

現状第三セクターで実施している輸出事業と公社が実施している観光連携事業のひとつであるインバウンド事業を結び付け、海外販路事業として拡大していく。それに伴い、マーケティングに基づいた海外向けの新商品も開発する。

② 地域商社拡張事業

地域ブランドを推進するため、秩父地域全域で物産事業を展開している「一般財団法人 秩父地域地場産業振興センター」と協同で、地域商社事業の拡大・一元化に向けて地方創生推進交付金等を活用しながら確立していく。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

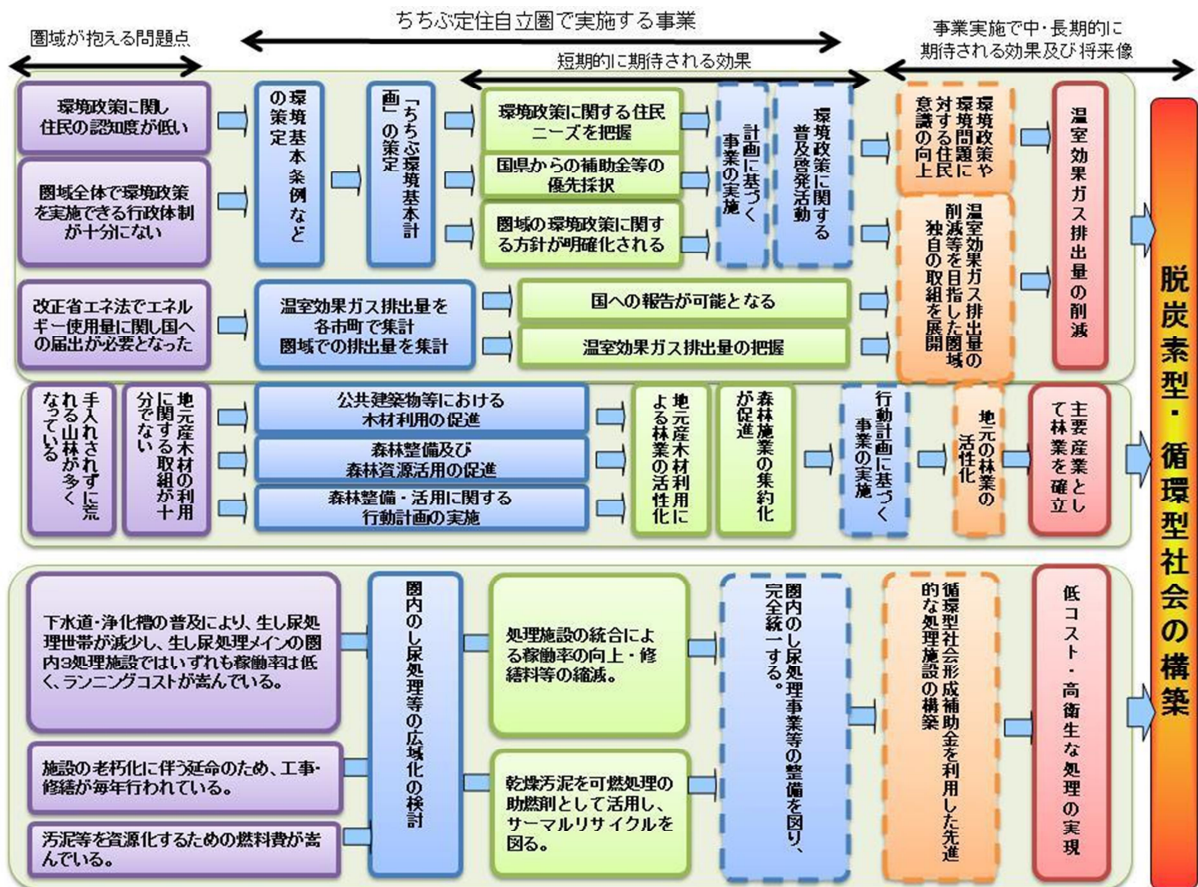
オ 環境

○施策体系○

(ア) ちちぶ環境保全の推進

- ①ちちぶ環境基本計画に基づく事業の実施
- ②温室効果ガス排出量の管理
- ③公共建築物等における木材利用の促進
- ④森林整備及び森林資源活用の促進
- ⑤森林整備・活用に関する行動計画の実施
- ⑥し尿処理事業等の広域化の推進

○戦略図○



(ア) ちちぶ環境保全の推進

○現況と課題○

秩父圏域は、そのほとんどが秩父多摩甲斐国立公園や5つの県立自然公園の区域に指定されており、圏域面積の約8割が森林です。この森林は、酸素の供給、生物多様性の確保や水源涵養機能など、多面的な能力を発揮し、圏域にとどまらず荒川を通じて、中下流域などの都市圏にも多大なる恩恵をもたらしています。

この秩父圏域の財産といえる自然環境を保全する取組には、住民、事業者及び行政が一致協力していくことが肝要ですが、行政も、個々の市町が単独で対処するのではなく、地域の事情を十分に考慮し、特性を活かし、圏域の将来像をイメージした上で、圏域で連携して取り組んでいく必要があります。

また現在、私たちは温室効果ガスによる地球温暖化という深刻な問題に直面しています。COP3（第3回気候変動枠組条約締約国会議、1997年京都で開催。）において各国の数値目標が設定され、日本は2012年までに1990年比で6%の排出削減が設定されました。しかし、2011年東日本大震災時の福島原子力発電所の事故以降、火力発電の増加に伴い化石燃料等の消費量が増えたため、2012年の温室効果ガス排出量は前年比2.8%増となりました。

そして、2015年12月に開催されたCOP21（パリ協定）での「日本の約束草案」の中で、我が国の温室効果ガス排出量の中期削減目標については、国内の排出削減・吸収量の確保により、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%削減（2005年度比で25.4%削減）することとしています。

さらに、2020年10月、当時の菅首相は所信表明演説で、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現を目指すことを宣言し、また、2021年4月に開催された米国主催の気候サミットにおいても、「2050年カーボンニュートラル」に向けた長期目標と整合的で野心的な目標として、2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを表明しました。

これらの削減目標を達成するためには、化石燃料に依存しない「脱炭素社会」への移行と、資源を有効活用する「資源循環型社会」の構築を目指す必要があります。

こうした状況の中、2012年12月、自然環境保全や地球温暖化などの様々な環境問題に対する広域的な取組を横断的に実行するため、「ちちぶ環境基本計画」を策定しました。その後、同計画の期間満了に伴い計画内容を見直し、社会情勢や環境課題に対応しながら引き続き広域的な取組を実行するため、2022年12月、「第2次ちちぶ環境基本計画」を策定しました。

また、近年の住環境の変化により、トイレの水洗化が進み、生し尿処理世帯が減少し、浄化槽汚泥が増加したことで、生し尿処理をメインとしている圏域内し尿処理3施設（清流園・溪流園・小鹿野し尿処理センター）の処理効率、稼働率は低下しています。加えて、3施設共に老朽化が進み、毎年、延命のための大小の修繕工事が計画され、更新費用の増大等が課題となっています。

○今後の展望○

秩父圏域は、荒川水系等の多様な河川や広大な森林を有するなど豊かな自然に恵ま

れており、将来にわたってこの自然の恵みを享受するためには、持続可能な自然環境の保全と活用を進める必要があります。

さらに、地球温暖化、外来生物による生態系への影響、廃棄物の不法投棄・不適正処理、騒音や悪臭といった公害等の環境問題に対しては、住民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じた取組を行うことが重要です。

今後は、秩父圏域で策定した「第2次ちちぶ環境基本計画」に基づき、再生可能エネルギーの利用推進、温室効果ガス排出量の削減と吸収源の確保、外来生物対策や公害対策の推進等に取り組み、この計画の目指す望ましい環境像として示した「荒川の清流が未来につながりだれもがいきいきと安心して暮らせるまち」の実現を目指します。

また、圏域内の汚水処理については、し尿処理施設の統合等、処理効率及び稼働率の向上及び更なる循環型社会の形成を目指し、将来どのような方向で進めていくべきかを検討します。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】					
ちちぶ環境保全の推進					
甲及び乙が行う環境の保全のための独自の取組や既存の条例及び基本計画等を踏まえた上で、圏域における新たな環境の保全に関する総合的な計画を策定し、計画に基づく事業を実施する。					

○取組の成果指標○

指標 1	BDF 製造量からみた供給割合				
	R2	R3	R4	R5	R6
目標	100%	100%	100%	100%	100%
実績	95%	98%	129%	89%	
指標 2	外来生物駆除啓発パンフレット配布枚数				
	R2	R3	R4	R5	R6
目標	5,500 枚	5,500 枚	5,500 枚	5,500 枚	—
実績	11,000 枚	5,500 枚	5,500 枚	5,500 枚	—
指標 3	公共建築物における地域産木材の利用率 (埼玉県による「公共施設整備工事・公共土木工事等における県産木材使用状況」調べより)				
	R2	R3	R4	R5	R6
目標	70%	70%	70%	70%	70%
実績	67%	94%	78%	77%	
指標 4	秩父地域森林林業活性化協議会の会議開催回数 (協議会・幹事会・分科会)				
	R2	R3	R4	R5	R6
目標	9 回	9 回	9 回	9 回	9 回
実績	12 回	9 回	7 回	7 回	

指標 5		ホームページ「森の活人」アクセス件数（累計）				
	R2	R3	R4	R5	R6	
目標	315,000 件	360,000 件	405,000 件	450,000 件	495,000 件	
実績	328,789 件	396,100 件	505,945 件	586,963 件		
指標 6		し尿処理事業の統合に係る会議開催回数				
	R2	R3	R4	R5	R6	
目標	4 回	4 回	4 回	2 回	2 回	
実績	9 回	6 回	4 回	8 回	—	

① ちちぶ環境基本計画に基づく事業の実施

事業名	「ちちぶ環境基本計画」策定・検証事業		54	関係市町名		
事業概要	<p>各市町から推薦された委員で構成する「ちちぶ圏域環境委員会」において「ちちぶ環境基本計画」を策定するとともに、効果検証を行う。</p> <p>また、同委員会の下部組織である「ちちぶ圏域環境委員会幹事会」及び「環境ワーキンググループ」において、計画の実質的な進行管理やとりまとめ、連絡調整等を行う。</p>			<p>秩父市（環境課） 横瀬町（振興課） 皆野町（町民生活課） 長瀨町（町民課） 小鹿野町（住民生活課）</p>		
成果	<p>近年、特に関心が高まっている自然環境保全や地球温暖化など様々な環境問題について、圏域一体となった対応ができる。</p>					
関係市町の役割分担	<p>「ちちぶ環境基本計画」の策定に必要な作業を合同で行うとともに、設定した目標に対する取組状況を各市町で調査し、秩父市が取りまとめる。</p> <p>「ちちぶ圏域環境委員会幹事会」及び「環境ワーキンググループ」はそれぞれ各市町の環境分野担当部課長及び担当で組織し、「ちちぶ圏域環境委員会」の事務局は秩父市が行う。</p>					
事業費 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	計
	0	0	5,000	0	0	5,000
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方						
	R2	R3	R4	R5	R6	計
市負担額	0	0	2,692	0	0	2,692
各町負担額	0	0	577	0	0	577

事業名	廃食用油回収事業		55	関係市町名		
事業概要	廃食用油を資源化し再利用するため、各市町で使用済みてんぷら油を回収し、ちちぶバイオマスてんぷら油リサイクル工場（ちちぶバイオマス元気村発電所内）に搬入する。			秩父市（環境課） 横瀬町（振興課） 皆野町（町民生活課） 長瀬町（町民課） 小鹿野町（住民生活課）		
成果	ごみの減量化・資源化を図ることができ、住民のリサイクル意識の向上や河川の水質汚濁の防止等環境負荷の低減にもつながる。					
関係市町の役割分担	各市町は、廃食用油の回収・保管及びちちぶバイオマスてんぷら油リサイクル工場までの運搬を行う。					
事業費 (千円)	R2 400	R3 400	R4 400	R5 182	R6 182	計 1,564
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方						
	R2	R3	R4	R5	R6	計
市負担額	216	216	216	98	94	840
各町負担額	46	46	46	21	22	181

事業名	外来生物の防除対策事業				56	関係市町名	
事業概要	<p>近年、オオキンケイギクなど様々な外来生物の侵入により、生態系等への影響が危惧されている。</p> <p>既に繁殖している外来生物のまん延を阻止するため、外来生物の生態系等への影響を記載したチラシやパンフレット等を作成し住民への周知を図る。</p> <p>また、住民やボランティア団体等との連携により、分布調査や外来生物の駆除活動を実施する。</p>				秩父市（生活衛生課） 横瀬町（振興課） 皆野町（町民生活課） 長瀬町（町民課） 小鹿野町（住民生活課）		
成果	<p>外来生物等による被害を防止し、圏域固有の種の保存等を含む、生物の多様性をより広範囲で確保することにつながる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>1市4町で協議のうえ調整し、各市町で実施する。</p>						
事業費 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	計	
	82	82	61	61	0	286	
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>該当なし</p>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
	R2	R3	R4	R5	R6	計	
市負担額	42	42	33	33	0	150	
各町負担額	10	10	7	7	0	34	

事業名	不法投棄等防止事業				57	関係市町名	
事業概要	<p>ちちぶ圏域共通の課題となっている不法投棄の対策として、啓発チラシを作成して圏域の全戸に配布し、又は回覧する。チラシ表面には不法投棄に関する内容を、裏面にはごみの適正な排出方法又は野外焼却に関する内容を掲載する。</p> <p>また、不法投棄監視カメラを各市町に1台ずつ設置する。</p>				秩父市（生活衛生課） 横瀬町（振興課） 皆野町（町民生活課） 長瀬町（町民課） 小鹿野町（住民生活課）		
成果	<p>不法投棄等を抑制し、圏域の環境を保全する。また、ごみの適正な排出方法を周知することにより、リサイクル率を向上させる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>1市4町で協議の上、啓発チラシを作成し、配布又は回覧を各市町で実施する。また、各市町で不法投棄監視カメラを設置する。</p>						
事業費 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	計	
	175	175	175	392	392	1,309	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
	R2	R3	R4	R5	R6	計	
市負担額	95	95	95	212	204	701	
各町負担額	20	20	20	45	47	152	

② 温室効果ガス排出量の管理

事業名	温室効果ガス排出量管理事業					58	関係市町名
事業概要	<p>本事業は圏域全体での地球温暖化対策を推進するためのものであり、秩父市の「秩父市温室効果ガス収集管理システム」を平成22年度から1市4町で共同利用し、公共施設のエネルギー使用量や温室効果ガス排出量を集計・管理した。</p> <p>平成28年度末をもって本システムが廃止されたことに伴い、平成29年度からは環境省が提供する温室効果ガス算定用シートを用いて集計・管理をしている。</p>					秩父市（環境課） 横瀬町（振興課） 皆野町（町民生活課） 長瀨町（町民課） 小鹿野町（住民生活課）	
成果	<p>1市4町が共同で上記システムを利用し、定住自立圏構想の枠組みで策定した「ちちぶ地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」における温室効果ガス削減目標の達成状況の確認、公共施設におけるエネルギー使用量や温室効果ガス排出量の集計・管理、関係法令に基づく届出等に活用した。集計結果等を活用し、各種の取組を推進した結果、事務事業の実施に伴い排出される温室効果ガス排出量をちちぶ環境基本計画策定時(21,603t-CO2)と比較し、令和5年度実績で30.2%削減することができた。更に平成29年度からは環境省が無償で提供する温室効果ガス算定用シートを活用することで経費削減を図り、予算を計上せず本事業に取り組んでいる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>各町は各町施設の温室効果ガス排出量を秩父市に報告する。</p> <p>秩父市は市施設の温室効果ガス排出量を算定し、各町から報告のあった温室効果ガス排出量と合わせて圏域全体の排出量を管理している。</p>						
事業費 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	計	
	0	0	0	0	0	0	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	該当なし						

③ 公共建築物等における木材利用の促進

事業名	公共建築物や民間住宅等における木材利用促進事業			59	関係市町名	
事業概要	<p>圏域の各自治体において策定した『公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針』により、公共施設等における秩父地域産木材を利用した木造化・木質化等を推進する。</p>			<p>秩父市（森づくり課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀨町（産業観光課） 小鹿野町（産業振興課）</p>		
成果	<p>公共建築物への秩父産木材の活用が進むことにより、木材利用量の増加が見込まれるほか、圏域全体として木材活用をPRすることができ、民間住宅等への木材利用の拡大が期待できる。さらには循環型社会の構築や地球温暖化の防止促進などが図られる。</p> <p>※木材利用に関する方針策定状況</p> <p>秩父市 平成 23 年 6 月 17 日 横瀬町 平成 24 年 1 月 25 日 皆野町 平成 24 年 2 月 1 日 長瀨町 平成 24 年 2 月 1 日 小鹿野町 平成 23 年 8 月 1 日</p>					
関係市町の役割分担	各市町の公共施設等の建設状況を把握し、方針の運用に努める。					
事業費 (千円)	R2 0	R3 0	R4 0	R5 0	R6 0	計 0
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし					
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	該当なし					

④ 森林整備及び森林資源活用の促進

事業名	森林整備及び森林資源活用促進事業					60	関係市町名
事業概要	<p>1市4町、国、県、森林組合等で構成されている「秩父地域森林林業活性化協議会」を中心として、林業関係団体等と連携し、森林整備及び森林資源活用促進に向けた事業を検討、実施する。また、都市部の森林環境譲与税の秩父地域への還流や森林経営管理法に基づく森林の集約化、自伐型林業を推進する。</p> <p>なお、上記事業の一環として、森林の整備や資源活用への住民等の理解を促進するため、令和7年春に秩父地域で開催される「第75回全国植樹祭」に関連する事業を実施する。</p>					<p>秩父市（森づくり課、全国植樹祭準備室）</p> <p>横瀬町（振興課）</p> <p>皆野町（産業観光課）</p> <p>長瀬町（産業観光課）</p> <p>小鹿野町（産業振興課）</p>	
成果	<p>森林の集約化～意欲と能力のある林業事業者への再委託により、間伐等の森林整備が進み、林業労働者の雇用拡大が期待できる。また、秩父産木材の木材流通量も増加し、森林活用の取組が活性化することが期待できる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>協議会の構成メンバーである市町の担当者を中心に、森林整備及び資源活用に関する企画立案を行う。</p>						
事業費 (千円)	R2 3,600	R3 4,500	R4 4,300	R5 5,852	R6 12,400	計 30,652	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
	R2	R3	R4	R5	R6	計	
市負担額	1,940	2,424	2,316	3,152	6,504	16,336	
各町負担額	415	519	496	675	1,474	3,579	

参考

森林環境譲与税会特別会計							
<p>市町の森林環境譲与税を財源として、森林所有者の意向調査や境界確認を行い、経営管理権集積計画の原案を作成する。また、地域林業の担い手として自伐型林業者の育成、支援を行う。</p>							
事業費 (千円)	R2 8,000	R3 30,000	R4 30,000	R5 30,000	R6 30,000	計 128,000	
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	市町の森林環境譲与税の配分額による比例負担						

⑤ 森林整備・活用に関する行動計画の実施

事業名	森林整備・活用に関する行動計画実施事業				61	関係市町名	
事業概要	森林整備や活用促進に向けた基本計画である「埼玉農林業・農山村振興ビジョン」に基づき、圏域全体として森林政策を行うために策定した「ちちぶ定住自立圏森林整備・活用に関する行動計画」の各事業を実施する。また、事業内容の検証を行い、行動計画の見直しも行う。				秩父市（森づくり課） 横瀬町（振興課） 皆野町（産業観光課） 長瀨町（産業観光課） 小鹿野町（産業振興課）		
成果	森林の整備・活用に対する市町の姿勢を明確にし、体系ごとに森林事業が整理された行動計画に基づいて事業を展開することで、中・長期的な施策を推進することができる。行動計画における、「森林・林業データバンク」「森林・林業伝言板」等の公開ツールとして創設されたホームページ「森の活人」を活用し、各事業に関連した情報発信をすることにより森林の活用等の取組が活性化されることが期待できる。また、普及啓発活動（木育・木づかい運動）を行うことで、地域産材の利用に関する意識の向上が図られる。						
関係市町の役割分担	秩父市は総合的な実施事業のとりまとめを行い、各町はそれぞれの管内における計画を実行する。また、各事業に関連した情報収集等は1市4町で行う。						
事業費 (千円)	R2 1,400	R3 1,500	R4 1,500	R5 700	R6 700	計 5,800	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
	R2	R3	R4	R5	R6	計	
市負担額	752	808	808	376	368	3,112	
各町負担額	162	173	173	81	83	672	

⑥ し尿処理事業等の広域化の推進

事業名	し尿処理広域化事業					62	関係市町名
事業概要	令和5年4月1日に事業統合し、その後は処理統合に向けた新処理施設の建設準備、事務統合に向けた手数料統一、収集事務の合理化など、ハード・ソフトの両面で広域化を本格的に進める。						秩父市 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町
成果	減少傾向にある処理対象を3施設で個々に処理していたものを一括処理することにより、処理施設のコンパクト化を図る。また現有施設の老朽化が進んでいるため、統合された新施設を構築する。結果、処理効率及び稼働率は向上し、施設管理の経費も縮減し、安定した処理が行える。						
関係市町の役割分担	各市町等から職員を派遣し、秩父広域市町村圏組合において広域化事業を推進する。						
事業費 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	計	
	2,485	18,583	12,386	0	9,000	42,454	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
	R2	R3	R4	R5	R6	計	
市負担額	1,337	10,007	6,670	0	4,720	22,734	
各町負担額	287	2,144	1,429	0	1,070	4,930	

○今後想定される事業○

主要事業により一定の成果が出た後、政策効果をさらに高めるため、実施することが想定される事業は以下のとおりです。

① 住民に対する普及啓発事業

EV（電気自動車）利活用やEV用充電器設置など今後の環境政策に関して、住民に理解を得るために普及啓発活動を行うことが考えられます。

② 地球温暖化対策推進事業

「低炭素社会」と「資源循環型社会」の構築のため、地域特性にあった新エネルギーや省エネルギー設備などの導入推進を図ると共に、環境にやさしいエネルギーを選択して使用することが考えられます。

③ エコ関連補助推進事業

秩父圏域で統一的なエコ関連の補助制度を制定することが考えられます。

④ 温室効果ガス排出量取引事業

秩父圏域の市町が温室効果ガス排出量を取引できるようにすることが考えられます。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

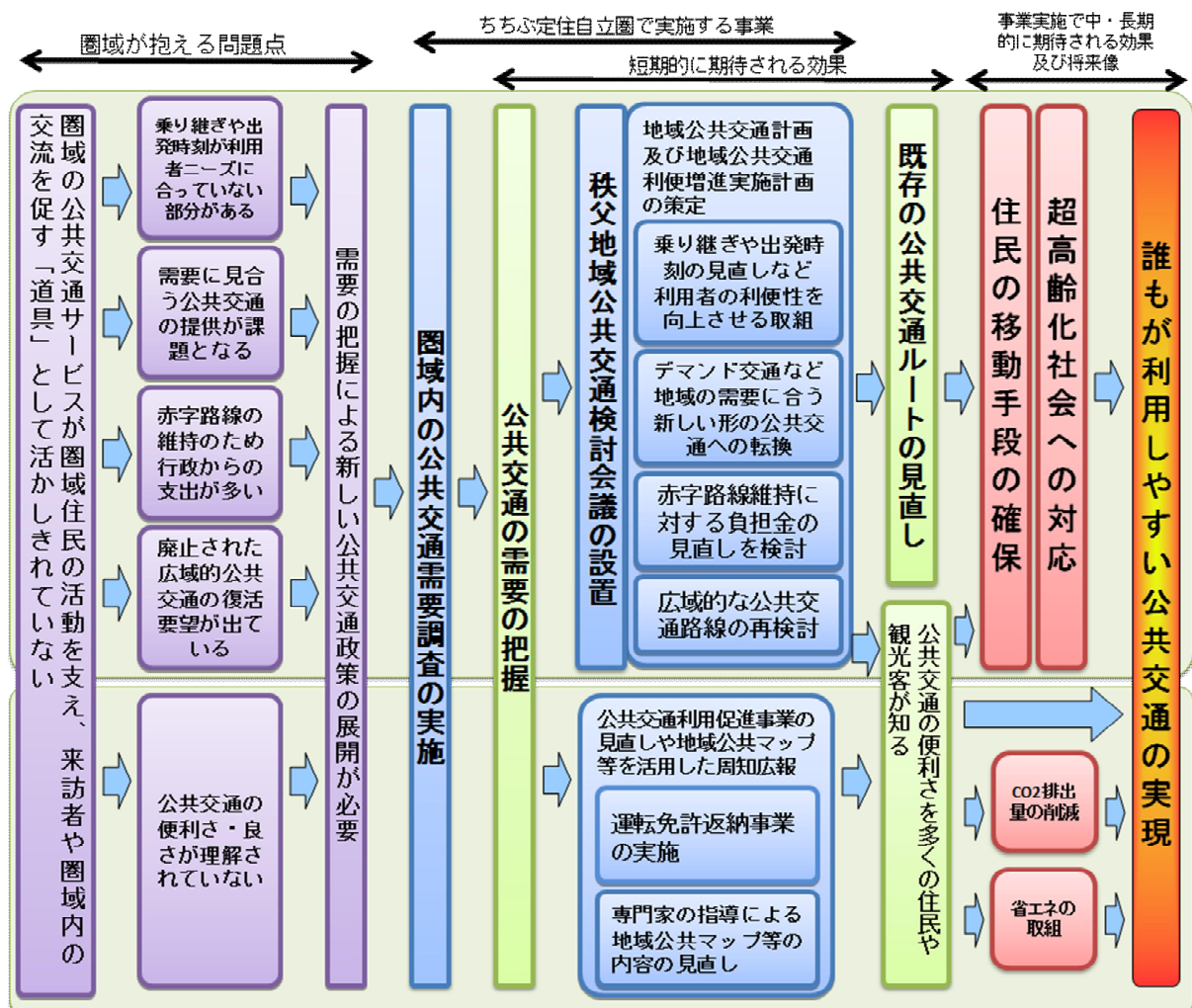
ア 地域公共交通

○施策体系○

(ア) 誰もが利用しやすい公共交通の推進

- ① 秩父圏域での公共交通会議の開催
- ② 地域公共交通の広報の実施
- ③ 将来的な地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画の策定
- ④ 運転免許返納者に対する支援

○戦略図○



(ア) 誰もが利用しやすい公共交通の推進

○現況と課題○

公共交通は、自動車などの交通手段を持っていない住民にとって、通勤通学手段、高齢者の買い物や通院手段として必要なものであり、住民生活に大きな影響を及ぼす政策です。また、秩父を訪れる観光客にとって手軽に利用できる移動手段にもなります。さらに、平成29年3月には改正道路交通法が施行され、高齢運転者の運転免許制度の変更に伴い、加齢により自動車の運転を止める高齢者が増加すると予想されるため、免許返納者へのサポート事業等も考慮した、公共交通への取組はますます重要になってきます。

現在の秩父圏域の公共交通網は、鉄道路線、公営・民営バス路線、タクシーなどにより構成されており、また、輸送対象が限定されている交通機関として、公営ではスクールバスや大滝国保診療所送迎バス、民営では、公共交通空白地域解消のための秩父市吉田大田地区乗り合いタクシーや買い物乗合タクシー、NPO法人などによる福祉有償運送のほか、病院や各地のデイサービスセンター、旅館などによる送迎バスが運行されています。

このように、秩父圏域の市町は公共交通機関により概ね最短距離で結ばれていますが、秩父圏域の公共交通サービスでは、様々な問題を抱えており、圏域住民の活動を支え、来訪者や圏域内の交流を促す「道具」として活かしきれていないのが現状です。公共交通間の乗り継ぎは、ダイヤ改正等を考慮し、出来る限りスムーズな乗り継ぎが出来るよう努力していますが、関係する事業者の個々の事情もあるため、調整に苦慮しています。また、利用者が少ないバス路線や重複する区間が市内にあるなどの状況もあり、需要に見合う公共交通サービスを提供することが課題として挙げられます。さらに、住民からは利便性を高める路線延長や増便要望・バス停の新設要望等があり、鉄道では増発・乗り継ぎ時間の短縮等、多種多様な要望が出されています。

その他、各自治体では公共交通路線を確保するため多額の負担金を支出しており、近い将来、財政状況から負担金を維持できない自治体も出てくるのではと懸念されます。

○今後の展望○

公共交通機関は、地域住民の住みよい環境と経済・社会活動を支え、豊かな地域社会を形成する基礎的な社会資本ですが、最近では利用者の減少傾向が著しく、公共交通機関の路線の維持そのものが困難な状況になっています。

しかしながら、高齢者など住民の移動手段の確保や公共交通の利用促進を図ることは、超高齢化社会への対応や地球環境への負荷の軽減、省エネルギーの促進にもつながるものであり、秩父圏域全体で考えていく必要があります。

今後は、地域公共交通ビジョンをもとに、さらに踏み込んだ地域公共交通計画の策定を目指し、鉄道とバス間の相互連絡調整等の利便性向上や、需要に応じた供給を考慮するデマンド交通に代表される、新しい公共交通への変換などによる、既存の公共交通ルートの見直しを行います。これにより、誰もが利用しやすい公共交通の実現を目指していきます。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】
 誰もが利用しやすい公共交通の推進
 圏域における公共交通の充実のため、公共交通の需要を調査・検証し、誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの再構築に取り組む。

○取組の成果指標○

指標	公共交通会議開催回数				
	R2	R3	R4	R5	R6
目標	4回	4回	4回	4回	4回
実績	0回	0回	1回	0回	
指標	運転免許返納者数				
	R2	R3	R4	R5	R6
目標	410人	410人	410人	410人	410人
実績	404人	338人	267人	270人	

① 秩父圏域での公共交通会議の開催

事業名	秩父圏域公共交通会議の開催					63	関係市町名
事業概要	<p>市営バス、町営バスを有する自治体では、それぞれ地域公共交通会議が開催されている。この会議は、地域公共交通に関して国から許認可を受けるにあたり、開催が必須のものである。</p> <p>しかしながら、複数の自治体にまたがる公共交通については検討する場が無いことから、圏域内の公共交通網について議論する秩父圏域公共交通会議を開催する。</p>					秩父市（市民生活課） 横瀬町（まち経営課） 皆野町（総務課） 長瀬町（企画財政課） 小鹿野町（総合政策課）	
成果	<p>圏域内の地域公共交通の課題や今後の計画などを議論することで、圏域内の公共交通網の充実が期待できる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父市、横瀬町、皆野町、小鹿野町がそれぞれ組織する公共交通会議の開催とは別に、広域的な公共交通のあり方等を検討するため、各市町が協力し、会議を開催する。</p>						
事業費 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	計	
	200	200	200	200	200	1,000	
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>該当なし</p>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
	R2	R3	R4	R5	R6	計	
市負担額	108	108	108	108	104	536	
各町負担額	23	23	23	23	24	116	

② 地域公共交通の広報の実施

事業名	地域公共交通広報事業					64	関係市町名
事業概要	<p>秩父圏域の公共交通網は、民営鉄道路線、民営バス路線、公営バス路線及びタクシー事業により構成されている。普段、当たり前のように走っている路線バスの多くは、国や県、市及び町の補助制度により確保されていることを知らない住民も多く、周知する必要がある。</p> <p>広報誌等での利用の呼びかけ、観光担当課による観光パンフレット等作成時に、アクセス方法への公共交通情報掲載を促す等により、公共交通の利用促進を図る。</p>					秩父市（市民生活課） 横瀬町（まち経営課） 皆野町（総務課） 長瀨町（企画財政課） 小鹿野町（総合政策課）	
成果	<p>広報周知活動により、住民や観光客などの利用者の増加が見込まれる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>各市町が協力して企画立案・広報を行う。</p>						
事業費 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	計	
	0	0	0	0	0	0	
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>該当なし</p>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>既存の観光広報事業内での取組としたい。</p>						

③ 地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画の策定

事業名	地域公共交通計画策定事業					65	関係市町名
事業概要	地域公共交通の現状、問題点、課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり持続させることを目的に、地域全体の公共交通の在り方、住民、交通事業者、行政の役割を定める。					秩父市（市民生活課） 横瀬町（まち経営課） 皆野町（総務課） 長瀨町（企画財政課） 小鹿野町（総合政策課）	
成果	地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画の策定を進めることにより、将来の圏域全体を見渡した「誰もが利用しやすい公共交通」の推進に資することができる。						
関係市町の役割分担	各市町が協力して計画策定を行う。						
事業費 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	計	
	0	0	0	0	0	0	
国県補助事業等の名称・補助率等	地域公共交通調査事業（計画策定事業） ※補助率：2分の1【上限500万円】						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	該当なし						

④ 運転免許返納者に対する支援

事業名	運転免許返納事業					66	関係市町名
事業概要	運転免許返納者からの申請に応じ、生涯1回に限り、秩父鉄道、西武観光バス、秩父タクシー協会所属のタクシー、秩父市営バス、皆野町営バス、小鹿野町営バスで利用できる6,000円分の公共交通利用券を交付する。					秩父市（市民生活課） 横瀬町（まち経営課） 皆野町（総務課） 長瀬町（企画財政課） 小鹿野町（総合政策課）	
成果	運転免許返納者に対して利用券を支給することにより、公共交通機関を利用する機会を促し、地域の公共交通機関の維持確保が図れる。ひいては、住民の生活の足の確保につながる。						
関係市町の役割分担	申請受付及び利用券交付、利用状況把握、制度についての問い合わせ対応を各市町で行う。						
事業費 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	計	
	2,540	2,540	2,540	2,540	2,000	12,160	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
	R2	R3	R4	R5	R6	計	
市負担額	1,368	1,368	1,368	1,368	1,048	6,520	
各町負担額	293	293	293	293	238	1,410	

○今後想定される事業○

- ① 公共交通間の連携
 - (1) 鉄道と基幹的なバス路線についてはダイヤ改正等を考慮し、出来る限りスムーズな乗り継ぎが出来るよう努める。
- ② 地域公共交通の品質向上
 - (1) 日頃の「お出かけ」がしやすくなるサービスの改善。
 - (2) 路線バス等が運行されていない場所での生活観光路線の試行。
- ③ 計画策定に向けた準備
 - (1) 秩父圏域内1市4町による、方向性の確認。
 - (2) 将来的な地域公共交通計画策定に向けて、関東運輸局が開催する「勉強会」への参加。
 - (3) 地域公共交通計画策定に向けた予算の確保。(総額800万円程度)